

# 新薬承認後の情報提供に関して

医薬品の院内での情報提供活動希望の際は、製造販売承認後に下記の流れで申請して下さい。

薬剤科長および薬剤・技術局長に対象医薬品の  
情報提供についてアポイントを取得する  
(連絡先は「各担当連絡先および情報提供についてのお願い」参照)

情報提供を行い薬剤科長より医薬品情報提供願を受領する

下記提出書類を薬事委員会事務局（副薬剤科長）まで郵送  
することにより院内での情報提供活動を許可する

## (提出書類 各1部ずつ)

- ・ 医薬品情報提供願
- ・ インタビューフォーム
- ・ 製品情報概要（パンフレット）等の製品情報
- ・ 医薬品リスク管理計画（RMP）概要つき
- ・ 当該医薬品に関するその他の情報（トピックス、治療上の位置付け等）

※情報提供活動は製造販売承認後の医薬品を対象とします。

※採用には薬価収載後に薬事委員会での審査が必要です。採用までの流れは、当院HPの「当院医薬品採用までの流れ」に掲載しています。

※採用決定時には対象医薬品に関する薬剤科内での勉強会開催を原則とします。Web・現地での開催については適宜相談させていただきます。

情報提供活動の許可前でも、当院職員からの問い合わせがあった場合は、その都度ご対応ください。また、院外の講演会等での情報提供に関しては、当方からの制約はありません。

ご不明な点がございましたら薬剤科 医薬品情報担当までご連絡ください。